

1 発生抑制を最優先とした3Rのために1TRY～シンプルライフ・ワークでごみをスリムに～

施策	施策内容	個別施策	記載事項
(1)ごみ排出抑制に向けた指導・啓発活動	①家庭系ごみの減量	・啓発事業の推進	市民が日常的にできる取組みを紹介する等、ごみ減量広報紙やHPによる啓発を継続する。また、対象を考慮した情報発信媒体の利用や広報時期の工夫を行い、幅広い広報周知を行っていく。
		・環境学習の推進	教育部門と連携し、学習冊子の作成や出前授業の継続的な実施など体験学習等を推進し、ごみや環境問題への関心の向上に取り組むなど、小学生を対象とした環境学習の強化を図る。 リサイクルプラザリボン館における各種講座の開催や展示コーナー等の活用を継続する。
		・食品ロス削減の推進	家庭や飲食店における食品の使いきりや食べきりを促進する取組みの推進や情報提供を行う。 また、全国おいしい食べきり運動ネットワークに参加し、参加自治体間の食品ロス削減の施策やノウハウを共有するとともに、小盛メニューや量り売り等について飲食店・スーパー等へ協力を要請する。 関係機関や市民団体等と連携し、イベントにおけるフードドライブ活動を継続する。
		・厨芥ごみの減量の推進	厨芥ごみについて、生ごみ処理容器等購入費補助制度の周知方法・時期を工夫した広報周知を行うほか、水切りなど、市民が日常生活のなかで取り組むことのできるごみ減量対策の普及に努める。
	②事業系ごみの減量	・推奨制度の拡大	3R推進事業所・3R推進店推奨制度について、制度の周知とともに、登録事業者の情報を市HP等へ掲載してPRを行い、3Rへ積極的に取り組む事業所、店舗等の拡大を図る。
		・事業系ごみ減量チラシの作成・運用	クリーンセンターへの搬入車両の検査により、分別状況を把握し、排出事業者への指導や情報提供等に生かす。 事業系ごみ減量チラシを作成し、無理なく取り組むことのできる減量のための取組みを紹介する。 中小規模事業者に対する情報提供については、業種等毎に効果的な手段を検討し、情報周知を強化する。
		・多量排出事業者への指導強化	事業系一般廃棄物減量計画書の様式・提出方法を見直すとともに、分析結果をもとに直接訪問指導を行い、事業者のコスト意識に訴えかけることにより減量施策の推進を図る。 また、一事業者として、市も率先してごみ減量に取り組む他の事業者の規範となるべくごみ減量の取組みを推進する。
(2) リユースの促進	・再利用品の販売・情報提供	粗大ごみの家具等の修理、展示・販売を継続する。 フリーマーケットの開催や、各種リフォーム・修理、市内リサイクル品取り扱い店について情報提供に努める。	
	・環境物品への転換	環境負荷の少ない製品に関する情報提供をする。 リユース食器(飲料用カップ等)については、市主催のイベント等において活用を促進する。	
(3) 資源化の検証と促進	・指定ごみ袋による分別徹底・資源化の推進	指定ごみ袋を継続し、分別の徹底を図る。 資源化に適する品目の調査と、排出方法や分別区分の見直しの検討を行う。	
	・資源化に対する適正対価の確保	各リサイクル法のルートによる処理を原則としつつ、古紙や金属類等の有価による売却を行う。	
	・容器包装プラスチック類の資源化	分別方法の広報周知を行い、適正排出を促進する。 容器包装プラスチック類の容器包装リサイクル協会を通じた資源化を継続する。	
	・家庭系紙ごみの資源化	ざつ紙をはじめ、資源化できる紙類が可燃ごみに混入して排出されないよう、分別区分や排出方法等について広報周知を行う。	
	・事業系紙ごみの資源化	事業系紙ごみについて、資源化できる紙が可燃ごみへ混入しているため、事業系ごみ減量チラシの運用に合わせ、排出事業者と収集運搬事業者との連携を求め、資源化を推進する。	
	・食品廃棄物等の資源化	排出事業者において、食品リサイクル法に基づく資源化への取組みを支援するとともに、市内学校給食残渣の堆肥化(ドリームフラワープロジェクト)を継続する。	
	・小型家電リサイクルの促進	小型家電の回収について幅広い広報周知を行い、回収量の増加に努める。 また、回収方法の改善や回収品目の追加等を検討し、市民の利便性を高め、より一層の活用を促進する。	
	・焼却灰の資源化	クリーンセンターの焼却灰を路盤材等に資源化するためのルートの探索と検討を行う。	

2 協働の推進～環境美化のためにみんなで一歩前へ～

施策	施策内容	個別施策	記載事項
(1) 3R及び適正排出の推進に係る協働	①地域との連携	・地域組織との連携維持	ごみ出しカレンダー配布協力を継続する。また、町会長会議等を通じて、施策の浸透を図る。
		・ごみ出し困難者対策	福祉部門と連携しながらごみ出しサポートをする団体への助成等を検討する。 粗大ごみ収集時におけるごみ出し困難者への収集支援を検討する。
		・適正排出推進の継続	ごみ出しカレンダー、ごみ分別早見表(50音順表)、ホームページ及び広報等を活用したごみの適正排出の推進を継続的に行う。また、窓口、電話によるごみ分別案内を継続する。 集積所利用者からの相談に対して、現場確認、注意啓発の張り紙作成等の対応を行う。
	②市民・事業者との協働	・分別周知の充実	ごみ減量広報紙やごみ出しカレンダー紙面内容の充実を図るとともに、ごみ分別アプリ等多様な情報提供手段を検討し、市民に分別する理由を理解してもらう方法を工夫する。 家庭から出る医療系廃棄物について、関係機関と連携し、適正排出を周知する。
		・転入者対策	関係部門と連携し、転入手続き時のごみ出しカレンダーに加えてごみ分別早見表(50音順表)配布の実施を検討する。 また、新たにごみ出しガイドブックの作成を検討する。
		・リサイクルプラザリボン館事業	リサイクルプラザリボン館のHP運営や広報紙作成、不用品交換制度等の新たな業務への取り組み、継続的な活動を見据えた人材育成を支援する。
		・市民団体・NPO団体等との連携	若年層や子育て世代等への3Rの普及を進めるため、関連市民団体・NPO団体と講座やイベント等の共催に取組み、連携する。
		・イベント時のごみ排出抑制	市内イベント、セミナー等におけるごみの分別排出、紙資料の配布削減等呼びかけ、市民・事業者と協働でごみの排出抑制に取り組む。
意見交換の機会の提供	ごみ減量説明会や清掃施設見学会を市民の意見を聞くことができる機会として捉え、アンケートや意見交換の時間等を設け、市民の声を施策に反映できる仕組みづくりに取り組む。		
(2) 適正処理・安定処理のための協働	①地域との連携	・ぽい捨て防止	柏市美化サポーター等と連携し、地域の環境美化の推進及びぽい捨て防止に取り組む。 また、路上喫煙等防止指導員による路上喫煙等防止パトロールを継続的に行う。
		・不法投棄対策の推進	市民・事業者・警察・近隣市・県等による連携した監視による緊密な情報交換を図り、不法投棄の未然防止に取り組む。 また、近隣市と協力して不法投棄防止パトロールを継続して行う。
	②研究機関との協働	・安全な廃棄物処理	各種研究機関と連携を図り、廃棄物の安全な最終処分や管理の方法に関する知見を得るよう努める。

3 経費削減～使うお金はスリムに～

施策	施策内容	個別施策	記載事項
(1) 維持管理業務	・北部クリーンセンター, 南部クリーンセンター		施設維持管理費の削減や施設運営の効率化に向け, 民間委託による維持管理を継続し, 安定的な処理体制を維持する。
	・プラスチック圧縮保管施設		適正に施設の維持管理がなされ, 容器包装プラスチック類の容器包装リサイクル協会を通じての資源化ができるように, 安定的な処理体制を継続する。
(2) 収集運搬業務			今後退職等によって市職員が減少した場合においても, より安定的で確実な収集が行われるよう, 引き続き段階的な民間委託の導入について検討を進める。
(3) 広域処理に関する検討			柏市全域における排出方法の統一に向けた分別区分の見直しを実施する。 柏市全域におけるごみ処理ルールの一掃を前提とした上で, より財政的なメリットのある広域処理について検討する。
(4) ごみ処理手数料の改定の検討			次回消費税改定時に合わせた手数料の改定を視野に, ごみの収集や焼却といった処理サービス(受益)とその手数料(負担)の適正なあり方を精査し, 手数料の改定に向けた検討を行う。

4 適正処理の推進・安定処理の継続

施策	施策内容	個別施策	記載事項
(1) 法令遵守と適切な情報公開			平成20年の中核市移行後、一般廃棄物処理施設の設置許可権限を新たに有したことに伴い、より厳格な運用が求められている。 東日本大震災の発生に伴う放射性物質を含む焼却灰の取扱いについてだけでなく、環境基準の遵守やダイオキシン対策等、環境対策についても万全を期し、関係情報について適切に情報公開を実施する。
(2) 適正な中間処理	・北部クリーンセンター、粗大・不燃ごみ処理施設		今後とも安定的な稼動運用を図りつつ、計画的な老朽化対策やごみ処理施設の将来像について、周辺町会の意見を踏まえながら検討を行う。
	・南部クリーンセンター		今後とも安定的な稼動運用を図りつつ、計画的な老朽化対策やごみ処理施設の検討に着手する。
	・柏市リサイクルプラザ		柏市リサイクルプラザは、適切な維持管理を行っており、現在施設の運転状況は良好に維持している。 今後も適正な処理体制を維持していくため、老朽化対策(長寿命化)に必要な整備等に関する情報を取りまとめ、対応を検討していく。
(3) 安定的な最終処分	・市外最終処分場委託		平成24年度以降、市外最終処分場での最終処分委託を行っている。 委託先について搬出先の自治体の理解を十分に得た上で、安定処理がなされることを最優先に、費用負担を考慮し選定する。 埋立物の排出者として、安定的な最終処分がなされていることを定期的に確認する。
	・家庭系ごみ有料化の検討		近隣市の状況を調査しながら家庭系ごみ有料化のメリット・デメリットの分析等を進め、家庭系ごみ有料化の手法、効果等に関する検討を継続する。

5 安全安心なごみ処理

施策	施策内容	個別施策	記載事項
(1)危機管理			<p>焼却灰の埋立処分を終了した市内の最終処分場においては、十分な飛散・流出防止対策や放射線漏出対策を実施し、長期にわたって適切な管理を継続する。</p> <p>焼却施設においては、排水や排気を経由して放射性物質が放出されることのないよう、適切な維持管理を行い、安定的な処理を継続する。</p> <p>市内3箇所では仮保管を継続している指定廃棄物については、国が責任を持って処理していくものであるため、指定廃棄物の処理先となる国の長期管理施設が早期に確保されるよう、同様の問題を抱える近隣市等との連携のもと、適宜、国へ働きかけるとともに、一層の安全・安心な仮保管に努める。</p>
(2)災害廃棄物の処理体制の整備			<p>発災後の応急対応から復旧復興の対応までを定めた災害廃棄物処理計画を策定する。</p>
(3)危険物及び有害物質を含む廃棄物の適正排出			<p>スプレー缶やライター等、爆発や火災の危険を伴う廃棄物については、ごみ出しカレンダーやHP、広報等により分別方法を周知徹底し、排出時の混入防止を図り、収集作業の安全性を確保する。</p> <p>また、新たに制定された法律により、市町村は廃棄された水銀使用製品の適正な回収に必要な措置を講ずるよう努めることや、国のガイドラインを踏まえ、水銀使用廃製品の適正な回収に向け、排出方法等の周知を図る。</p>